

答申第 102 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 7 年 12 月
三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が別表 A 欄に記載の日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った別表 B 欄に記載の開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が別表 C 欄に記載の日付けで行った公文書不存在決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 審議手続きについて

審査請求人は、本決定に対しそれぞれ審査請求を行っているが、いずれも公文書の不存在を理由としているものであり、本請求の趣旨も類似の考え方によるものであることから、当審査会は手続を併合して行うことにより、審議をより迅速かつ円滑に進めることができると判断し、審査請求を一括して審議することとした。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

松阪建設事務所が行う許認可業務において、民間業者に対して公権力を濫用したいじめが行われている。

このことについては、三重県庁及び松阪建設事務所に報告しており、世のため、人のために調査を行い、いじめをなくすために提言している。

税金を使って行っている公務において、個人的な満足のためにいじめを行う職員がいるのは税金の無駄使いであり、納税者として許せない。

全体の奉仕者として公正かつ誠実に公務を行うべきであり、そのようないじめがあつてはならず、組織に不正や問題がある場合は、他の部署による調査が行われるのは当然だが調査は行われず、それを県民の声として相談窓口に伝えてても調査は行われていない。

さらに、対象公文書の特定のため、面談に応じると協力を申し出たが、実施されなかったのは公権力を濫用した応対である。

また、いじめを行った職員が、知人に対していじめをしすぎたと白状していることから、いじめは事実であるが隠蔽するために公文書不存在決定を行った可能性もある。

県民からこれらの報告を受け、問題を認識していながら調査を行わないのは、県民の信託に値する県政とは言えない事態である。

松阪建設事務所以外の部署が正しい調査を行い、その結果を開示するとともに、該当職員に対し懲戒処分を行ってほしい。

さらに、松阪建設事務所が隠している調査結果を開示し、公権力の濫用体制を改善してほしい。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

(1) 別表請求番号1及び2について

審査請求人がいじめと主張する案件は、松阪建設事務所が行う許認可業務において、他の案件と同様、法令等に基づく審査基準により、許可が可能となる条件等を審査した上で許可をしており、適切である。また、審査請求人にもその旨を説明している。

審査請求人は、申請者の当初の申請どおりに許可されていないことをもって、いじめと主張しているが、当事務所は適正な審査業務を行っており、いじめに該当する事実はなく、事実無根である。

したがって、調査及び業務の是正を行う必要性がなく、本請求に係る文書は作成していないため、不存在決定を行った。

なお、審査請求人は、審査請求人の求める対象公文書の特定のための面談を実施しなかったことをもって公権力の濫用と主張するが、請求された文書の範囲は明確であり、条例第6条第2項に規定する開示請求者の協力を得る必要はなく、適切な対応である。

(2) 別表請求番号3及び4について

人事課に寄せられる苦情や意見への対応は、通常、該当部局へ電話等で情報提供及び聞き取りを行っており、本件についても同様に調査を行った。

苦情等の数は非常に多いことから、必ずしも文書を作成するものではなく、事案の内容や重大性等に応じて判断することとなり、当事者双方の主張に齟齬がなく、判断が軽微な事案については、口頭での報告等にとどめるが、その一方で、重大な事案であれば文書で記録を残すこともある。

本件については、松阪建設事務所等への聞き取り調査の結果、当該建設事務所の審査業務は、他の建設事務所と同様に全県的な許可基準に基づいて行われていることが確認できたことから、文書での記録が特段必要な事案ではないと判断し、調査や報告は全て口頭で行った。

したがって、請求の対象となる公文書は作成しておらず不存在決定を行った。

また、「業者いじめ等に関し、調査を行わない、対応しなくてよいと定めている文書」等の請求についても、そのような文書は通常存在しないため、不存在決定を行った。

なお、審査請求人に対しては、来庁時に、口頭で調査を行った点や建設事務所では全県的な許可基準に基づいた審査を行っている点を説明している。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働に

より、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害するとのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定の妥当性について

審査請求人は、松阪建設事務所が許認可業務においていじめを行っているのは事実であり、このことを県に伝えて調査を求めたが調査は行われず、いじめの事実を隠蔽するために公文書不存在決定を行った可能性もあると主張している。

以上を踏まえ、本決定の妥当性について検討する。

ア 別表請求番号1～3について

松阪建設事務所は、審査請求人がいじめと主張する許認可業務は、法令等に基づく基準により適正に審査・許可を行っており、いじめに該当する事実はないことから、本請求に係る文書は作成しておらず、不存在決定を行ったと主張している。

また、人事課は、関係各所に聞き取り調査を行った結果、いじめの事実は確認できなかったことから、文書での記録が特段必要な重大事案ではなく、調査や報告は全て口頭で行っており、本請求に係る文書は作成しておらず、不存在決定を行ったとのことだった。

公文書を作成していないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は見受けられず、他に本請求に係る公文書の存在をうかがわせるような事情も認められない以上、当審査会としては、実施機関が当該文書を作成しておらず、存在しないと判断せざるを得ない。

したがって、本決定はいずれも妥当である。

なお、当審査会は、条例に基づき、実施機関が行った開示・非開示等の妥当性について審査するものであり、実施機関の行う許認可業務が適切かどうかについてまで審査するものではない。

イ 別表請求番号4について

実施機関は、本請求に係る規定等は作成しておらず、通常作成されるような文書ではないと主張する。

実施機関が主張するとおり、本請求で開示を求めている文書は、社会通念上存在しない文書であることは明白である。

したがって、本決定は妥当である。

(3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の意見

三重県公文書等管理条例第4条並びに三重県公文書管理規程第15条及び第16条においては、文書主義の原則が掲げられている一方で、「処理に係る事案が軽微なものである場合」は除くことができるとされている。

本件事案は、許認可という申請者の権利義務に関わる事務について、いじめが行われているという訴えが複数回にわたりなされた事案であるが、実施機関は、調査や報告を口頭のみで行っており、その対応の経緯や判断の根拠を示す公文書を一切作成していない。

対応の経緯等を検証できる公文書が全く存在しないという状況は、結果として事後的な検証が困難になる可能性も否定できないため、文書主義の運用には慎重な対応が必要と考える。

8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

審査会の処理経過

年月日	処理内容 ※【】内の数字は別表に記載の請求番号
R 6.12.18	・ 質問書の受理【1】
R 7.1.14	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出【1】 ・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理【1】
R 7.1.30	・ 実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼【1】
R 7.3.4	・ 質問書の受理【2】
R 7.4.1	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出【2】 ・ 質問書の受理【3】
R 7.4.11	・ 実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼【2】
R 7.4.21	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出【3】 ・ 審査請求人から反論書の受理【3】
R 7.4.30	・ 実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼【3】
R 7.5.8	・ 質問書の受理【4】
R 7.5.27	・ 審査請求人から口頭意見陳述の申出【4】 ・ 実施機関を経由して審査請求人から反論書の受理【4】
R 7.7.1	・ 実施機関及び審査請求人に対して、意見書の提出依頼【4】
R 7.7.15	・ 書面審理 ・ 併合に係る審議 (令和7年度第3回第1部会)
R 7.7.17	・ 実施機関及び審査請求人に対して併合審議の通知【1～4】
R 7.8.8	・ 審査請求人の口頭意見陳述 (令和7年度第4回第1部会)
R 7.9.2	・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和7年度第5回第1部会)
R 7.10.6	・ 審議 (令和7年度第6回第1部会)
R 7.11.10	・ 審議 (令和7年度第7回第1部会)
R 7.12.8	・ 審議 ・ 答申 (令和7年度第8回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職　名	氏　名	役　職　等
会　長 (第二部会部会長)	名　島　利　喜	三重大大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	三　田　泰　雅	四日市大学総合政策学部教授
※委　員	須　川　忠　輝	三重大大学人文学部准教授
※委　員	田　中　亜　以	司法書士
※委　員	田　中　三　貴	三重弁護士会推薦弁護士
委　員	伊　藤　綾　香	株式会社三十三総研
委　員	小　川　友　香	税理士
委　員	渡　邊　　功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。

請求番号	開示請求日 (A)	開示請求内容 (B)	決定日 (C)	決定内容
1	R6.10.24	<p>①三重県松阪建設事務所管理課で業者いじめが行われている事に関して、請求時時点でいじめの調査を行う様に決めた、指示がされた事がわかる公文書</p> <p>②いじめの調査を行った事がわかる公文書</p> <p>③いじめの調査の結果がわかる公文書（誰がどの様にいじめを行っていたか等がわかる報告書等）</p> <p>④調査の結果、三重県としてどの様な処分・どの様な今後の対策を行うかがわかる公文書</p>	R6.11.1	不存在
2	R6.11.7	<p>三重県松阪建設事務所管理課で業者いじめが行われている事に関して、請求時時点で</p> <p>①いじめの調査を行う様に決めた、指示がされた事がわかる公文書</p> <p>②「業者いじめ」の問題に関しては、いじめられたと言っている人物の知り合い（仮称：Aさん）がいじめをしている職員の知り合いらしく、先日いじめをしているとされている職員からAさんにいじめが行き過ぎたみたいで申し訳ないという様な連絡があった様であり、調査は必要。その様な報告を受けても調査する必要が無いとしているならその判断基準となった公文書</p> <p>③いじめの調査を行った事がわかる公文書</p> <p>④いじめの調査の結果がわかる公文書（誰がどの様にいじめを行っていたか等がわかる報告書等）</p> <p>⑤調査の結果、三重県としてどの様な処分・どの様な今後の対策を行うかがわかる公文書</p>	R6.11.13	不存在
3	R6.11.23	<p>三重県松阪建設事務所管理課で業者いじめが行われている事に関して、請求時時点で</p> <p>①いじめの調査を行う様に決めた、指示がされた事がわかる公文書</p> <p>②「業者いじめ」の問題に関しては、いじめられたと言っている人物の知り合い（仮称：Aさん）がいじめをしている職員の知り合いらしく、先日いじめをしているとされている職員からAさんにいじめが行き過ぎたみたいで申し訳ないという様な連絡があった様であり、調査は必要。その様な報告を受けても調査する必要が無いとしているならその判断基準となった公文書</p> <p>③いじめの調査を行った事がわかる公文書</p> <p>④いじめの調査の結果がわかる公文書（誰がどの様にいじめを行っていたか等がわかる報告書等）</p> <p>⑤調査の結果、三重県としてどの様な処分・どの様な今後の対策を行うかがわかる公文書</p>	R6.12.3	不存在
4	R6.12.27	<p>①三重県松阪建設事務所管理課で業者いじめが行われている事や県民に対するいやがらせや脅しともとれることを行っている事を県土整備部及び人事課に報告するとともに、「県民の声」にも記載しているが、県土整備部及び人事課が調査を行わない、対応をしなくて良いと定めている事がわかる公文書</p> <p>②三重県として県民の声からの提言に対して、無視する、適当な答えだけして何も改善する事はしないとしている判断基準となった公文書</p>	R7.1.10	不存在